

## 次期多摩市交通マスタープラン策定委託に関する審査基準書

### 1 審査方針

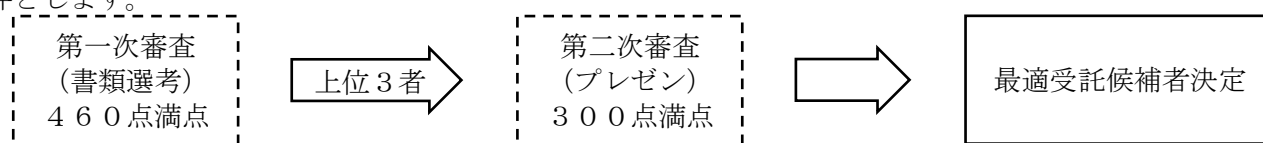
「次期多摩市交通マスタープラン策定委託」における事業者選定のための審査は、次期多摩市交通マスタープラン策定委託に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次の視点により行います。

### 2 審査方法

審査方法は二段階方式とし、第一次審査では書類選考を実施し、提案書の採点等を行い、その得点の上位3者を第一次審査通過者とします。

第二次審査では第一次審査通過者による提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、採点を行い、最適受託候補者並びに次席者を選定します。

なお、第二次審査のプレゼンテーションについては、本業務に従事する予定の担当者の方の参加を条件とします。



#### (1) 第一次審査の進め方

第一次審査は、企画提案、提案の実現能力・体制等について、書類選考を行います。

##### (1) - ア 審査項目等

No.	審査項目	
	審査事項	配点
1	企画提案	委員5人×60点 =300点
	① 調査・分析業務に、優れたノウハウ、アイデア等を有しているか。 ② アンケート実施業務に、優れたノウハウ、アイデア等を有しているか。 ③ ワークショップ、報告会等の実施業務に、優れたノウハウ、アイデアを有しているか。 ④ 法定協議会の運営に係る業務に対して、優れたノウハウ、アイデアを有しているか。 ⑤ 公共交通全般に関して、相当な知識を有しているとともに、優れた先見力及び解決力も持ち合わせているか。 ⑥ コンパクトにまとまっており、内容及び視覚的にもわかりやすいものとなっているか。	
2	提案の実現能力・体制	委員5人×10点 =50点
	① 十分な知見と経験を有している担当者を含むとともに、業務に必要な人員体制の確保が予定されているか。	
3	提案価格	80点
	① 経済性を有する提案価格となっているか。	
4	参加事業者の過去実績	30点
	① 実績を通じた、確実かつ効率的な業務遂行が期待できるか。	
※審査項目1及び2は審査委員会の委員による審査とし、3及び4は事務局による審査とします。		満点：460点

(1) - イ 審査方法

- ① (1) - アの審査項目について、書面審査を行い、評価（点数）をつけます。
  - ② 最低基準点を満点の5割（230点）とし、合計点が最低基準点を上回った者のうち、得点が高い方から順位をつけ、上位3者を第一次審査通過者として選定します。
  - ③ 第一次審査通過者以外で最も得点の高かった者のうち、最低基準点を上回った者を第一次審査の次席者とし、第一次審査通過者の中から辞退などにより欠員が出たときに第二次審査に進むものとします。
  - ④ 2者以上の参加事業者が同点の場合で順位付けを明確にする必要がある場合は、審査委員会の全委員の投票で決するものとします。
- ※ 以下のいずれかに該当する事業者については失格扱いとし、他の審査項目についても審査を行いませんので、ご注意ください。
- (1) - ア表中「3の提案価格」について、契約目途額を超える見積金額（年度ごとの契約目途額も含む）を提案された事業者
  - (1) - ア表中「4の過去実績」について、参加申込書の誓約事項に反して1件もない事業者

(1) - ウ 評価基準（審査項目1及び2については、審査委員会の委員1人当たりの点数）

審査項目 No.	審査事項	評価及び得点												
		A とても良い	B 良い	C 概ね妥当	D やや不十分	E 不十分								
1	①	10点	8点	5点	2点	0点								
	②	10点	8点	5点	2点	0点								
	③	10点	8点	5点	2点	0点								
	④	10点	8点	5点	2点	0点								
	⑤	10点	8点	5点	2点	0点								
	⑥	10点	8点	5点	2点	0点								
2	①	10点	8点	5点	2点	0点								
3	①	80点満点 $\text{落札率} = \text{見積金額（税抜）} \div \text{契約目途額} : 21,900,000 \text{円（税抜）}$ $\text{得点} = (1 - \text{落札率}) \times 320$ ※落札率が、「0.75」を下回る場合、「0.75」として算定する ※落札率については、小数点第四位以下を切り捨てる ※得点については、小数点第一位を切り捨てる												
4	①	過去5年間における法定計画策定等に係る受託実績 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">参加事業者の過去実績</th> <th style="text-align: center;">得点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過去5年間の受託実績が3自治体以上</td> <td style="text-align: center;">30点</td> </tr> <tr> <td>過去5年間の受託実績が2自治体</td> <td style="text-align: center;">20点</td> </tr> <tr> <td>過去5年間の受託実績が1自治体</td> <td style="text-align: center;">10点</td> </tr> </tbody> </table> ※法定計画でない計画の策定支援等の受託実績については、1自治体あたりの得点を5点とします。 ※過去5年間の受託実績とは、平成31（令和元）年度～令和5年度に契約したもので、既に履行を完了しているものをいいます。					参加事業者の過去実績	得点	過去5年間の受託実績が3自治体以上	30点	過去5年間の受託実績が2自治体	20点	過去5年間の受託実績が1自治体	10点
参加事業者の過去実績	得点													
過去5年間の受託実績が3自治体以上	30点													
過去5年間の受託実績が2自治体	20点													
過去5年間の受託実績が1自治体	10点													

(2) 第二次審査の進め方

第二次審査は、提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、業務に従事する予定の担当者の適性及び提案内容的確性・実効性等について、審査委員会が評価を行います。

なお、プレゼンテーション及び質疑応答については、本業務に従事する予定の担当者が出席し、審査

委員会の委員との質疑応答等（当該担当者の業務に関するもののみ）に対応することを条件とします。

(2) - ア 審査項目

No.	審査項目		配点
	審査事項		
1	提案内容の的確性・実効性等		委員5人×60点 =300点
	① 業務に従事する予定の担当者は、十分な知見と経験を有しているか。 ② 提案内容が的確性・実効性を有したものであるか。 ③ 提案書の内容と合致した説明となっているか。 ④ 説明の手法・質疑応答への対応は適切であるか。		
※審査委員会の委員による審査とします。			満点：300点

(2) - イ 審査方法

- ① プレゼンテーション、質疑応答での内容を踏まえ、評価（点数）をつけます。
- ② 第一次審査の得点と第二次審査の得点を合わせた合計点の高い順に順位付けを行い、最適受託候補者及び次席者を選定します。
- ③ 同点の場合でランク付けを明確にする必要がある場合は、審査委員会の全委員の投票で決するものとします。

(2) - ウ 評価基準（審査委員会の委員1人当たりの点数）

審査事項	評価及び得点			
	A とても良い	B 良い	C 概ね妥当	D やや不十分
①	15点	10点	5点	0点
②	15点	10点	5点	0点
③	15点	10点	5点	0点
④	15点	10点	5点	0点

以上